

# < 特養利用料金について >

平成29年9月1日～

当施設をご利用するにあたり、食事や部屋代が安くなる制度がございます。

利用者(後、配偶者)の収入等に応じて、第1段階～第4段階に料金が分かれております。

下関市役所 介護保険課 給付係までお問い合わせください。

※月の計算は30日計算でしております。(一定以上の所得がある方は**利用者負担額**が倍になります。)

要介護3		段階	食事	居住費	1日料金	口腔衛生 管理体制加算 (月)	介護職員 処遇改善加算 Ⅳ(月)	月料金
基本単位	762	第1段階	300	820	2,023	30	843	61,563
看護体制加算Ⅱ	23							
栄養マネジメント加算	14	第2段階	390	820	2,113	30	843	64,263
夜勤配置職員加算Ⅱ	46							
個別機能訓練加算	12	第3段階	650	1,310	2,863	30	843	86,763
日常生活継続支援加算	46							
		第4段階 (非該当)	1,550	1,970	4,423	30	843	133,563
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>903</b>							

※月の計算は30日計算でしております。(一定以上の所得がある方は**利用者負担額**が倍になります。)

要介護4		段階	食事	居住費	1日料金	口腔衛生 管理体制加算 (月)	介護職員 処遇改善加算 Ⅳ(月)	月料金
基本単位	828	第1段階	300	820	2,089	30	921	63,621
看護体制加算Ⅱ	23							
栄養マネジメント加算	14	第2段階	390	820	2,179	30	921	66,321
夜勤配置職員加算Ⅱ	46							
個別機能訓練加算	12	第3段階	650	1,310	2,929	30	921	88,821
日常生活継続支援加算	46							
		第4段階 (非該当)	1,550	1,970	4,489	30	921	135,621
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>969</b>							

※月の計算は30日計算でしております。(一定以上の所得がある方は**利用者負担額**が倍になります。)

要介護5		段階	食事	居住費	1日料金	口腔衛生 管理体制加算 (月)	介護職員 処遇改善加算 Ⅳ(月)	月料金
基本単位	894	第1段階	300	820	2,155	30	965	65,645
看護体制加算Ⅱ	23							
栄養マネジメント加算	14	第2段階	390	820	2,245	30	965	68,345
夜勤配置職員加算Ⅱ	46							
個別機能訓練加算	12	第3段階	650	1,310	2,995	30	965	90,845
日常生活継続支援加算	46							
		第4段階 (非該当)	1,550	1,970	4,555	30	965	137,645
<b>合計(利用者負担 1割)</b>	<b>1,035</b>							

加算項目一覧表

		単位	説明
常時加算	看護体制加算Ⅱ	23	看護職員を2名以上配置している場合
	夜勤配置職員加算Ⅱ	46	夜勤職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合
	栄養マネジメント加算	14	管理栄養士が入所者の栄養状態を把握し、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している場合
	個別機能訓練加算	12	機能訓練指導員の理学療法士等を1名以上配置して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成している場合
	日常生活継続支援加算	46	新規入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上(半年又は1年間)でかつ、入所者6名に対して介護福祉士を1名以上配置している場合
	口腔衛生管理体制加算	30/月	歯科医師または歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること。かつ、その助言及び指導に基づいた入所者の口腔ケアマネジメント計画が作成されている場合
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	総単位数 ×3.3%×9割 (月)	国が定めた介護職員に賃金の改善のためのものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位数に3.3%の9割の金額が加算される。

下記の加算はその加算の対象になる方や発生時に算定します。

加算項目	単位	説明
療養食加算	18	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(糖尿病食や腎臓病食など)
初期加算	30	入所日から30日以内の期間に加算される(30日以上入院後の再入所も同様)
入院・外泊時費用加算	246	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回まで)
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者の方に対し、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合
経口維持加算(Ⅱ)	100/月	協力歯科医療機関に定めており、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合